

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成17年6月13日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第26号

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の施行期日を定める
規則

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例の施行期日は、平成17年8月8日とする。

(都市計画局建築指導部指導課)